

キハラ建設株式会社 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画（第5回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 11月 1日～令和 5年 10月 31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、令和 5年 4月までに、
年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 11月～ 年次有給休暇取得義務（年5日）以上の有休の取得状況について実態を把握
- 令和 2年 12月～ 計画的な取得について社内での検討開始
- 令和 2年 12月～ 社内のニーズを調査（望ましい計画付与の方法、時期など）
- 令和 3年 2月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 3年 4月～ 社員への計画付与の説明会の実施
有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめ
- 令和 4年 4月～ 前年度の振り返りと取得促進のための取り組みの改善
- 令和 5年 4月～ 前年度の振り返りと取得促進のための取り組みの改善